山形県衛生研究所倫理審査規程

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 本規程は、山形県衛生研究所(以下「当所」という。)で行われる人を対象とする生命科学・医学系研究(以下「研究」という。)について、倫理的及び科学的観点から審査を行うにあたり必要な事項を定めるものである。ただし、次に掲げるいずれかに該当する研究にあっては、本規程の対象としない。
 - (1) 法令の規定により実施される研究
 - (2) 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究
 - (3) 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究
 - ア 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報
 - イ 個人に関する情報に該当しない既存の情報
 - ウ 既に作成されている匿名加工情報

(用語の定義)

- 第2条 本規程において、「研究責任者」とは、当所において研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者をいい、研究者の所属する部の長をもって充てる。
- 2 本規定において「研究代表者」とは、多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究責任者を代表する研究責任者をいう。
- 3 本規程において、「研究者」とは、当所において研究の実施に携わる当所職員(研究の技術的補助、事務等に従事するものも含む。)をいう。

(指針の遵守)

第3条 当所職員は、研究を行うに当たっては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)」(以下「指針」という。)を遵守するものとする。

第2章 倫理審査

(倫理審査委員会の設置)

第4条 山形県衛生研究所長(以下「所長」という。)は、当所に山形県衛生研究所倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織、運営等については、本規程第12条から18条に定める。

(意見の聴取)

- 第5条 研究責任者は、研究を新たに実施するときは、研究に着手する前に、倫理審査申請書(様式1)を作成し、倫理審査依頼書(様式2)により委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一 の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。

(審査)

- 第6条 委員会は、前条の規定により意見を求められたときは、指針の規定に基づき、倫理的及び科学的観点から中立的かつ公正に、次の各号に掲げる事項等に留意のうえ当該研究について調査及び審査し、その意見を倫理審査意見書(様式3)により研究責任者に報告するものとする。
 - (1)研究対象者及びその代諾者(以下「研究対象者等」という。)から同意 を得る方法の妥当性
 - (2) 研究対象者等の人権の擁護及び安全の確保
 - (3) 研究によって研究対象者に生ずるリスクと得られる科学的成果の総合 的判断
 - (4) 研究者等の利益相反に関すること

(許可の申請)

第7条 研究責任者は、委員会に意見を聴いた後に、その結果及び委員会に提出した書類その他を所長に提出し、当該研究の実施について、許可を受けなければならない。

(許可等の決定)

第8条 所長は、前条の申請を受理したときは、委員会の意見を尊重して当該研究の許可又は不、許可その他必要な事項を決定し、決定通知書(様式4)により、許可の申請を行った研究責任者に通知するものとする。

(研究内容等の変更)

- 第9条 研究責任者は、すでに許可を受けた研究内容等を変更して実施しようとするときは、倫理審査申請書(様式1)により、変更箇所を明らかにして、委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の申請があった場合における手続きについては、第5条から前条まで

の規程を準用する。

(研究の経過及び結果の報告)

- 第10条 研究の実施の許可を受けた研究責任者は、研究の進捗状況とともに、 人体から取得された試料並びに研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料の保管状況等について、原則として年1回、研究経過報告書(様式5)により所長に報告しなければならない。
- 2 研究の実施の許可を受けた研究責任者は、研究を終了したときは、研究終了 の旨及び研究結果の概要を、研究終了報告書(様式6)により、遅滞なく所長 に報告しなければならない。
- 3 所長は、前項の報告を受けたときは、委員会に報告しなければならない。

(有害事象等の発生の報告等)

- 第11条 研究責任者は、研究対象者等に危険又は不利益が生じたときは、有害 事象等発生報告書(様式7)により、直ちに所長に報告しなければならない。
- 2 所長は、前項の有害事象の程度が重篤であると判断したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、所長から前項の報告を受けたときは、当該研究に関し必要な意見 を述べることができる。
- 4 所長は、委員会の意見を尊重し、必要に応じて、当該研究計画の変更、中止その他必要な事項を決定し、研究責任者に通知しなければならない。
- 5 研究責任者は、所長が前項の規定により当該研究計画の変更、中止その他必要な事項を決定したときには、これに従わなければならない。
- 6 所長は、必要に応じ、当所における研究が指針に適合しているか、自ら点検及び評価を行うものとする。

第3章 倫理審査委員会の運営

(組織)

- 第12条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 1名以上
 - (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 1名以上
 - (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる 者 1名以上
 - (4) 当所の各部の長
 - (5) 当所の研究職員以外の職員 1名

- 2 前項の(1)から(3)に掲げる委員については、それぞれ他を同時に兼ねることができない。また、当所に所属しない者が複数含まれなければならない。
- 3 委員は、男女両性で構成されなければならない。
- 4 委員は、所長が選任し、委嘱する。

(委員の任期)

- 第13条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が任期途中で交代したときは、 後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

- 第14条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを充てる。
- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を 代行する。

(議事)

- 第15条 委員会は、所長が招集する。
- 2 委員会は、委員5名以上が出席し、かつ、職員である委員以外の委員1名以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、必要に応じ、審査対象研究の研究者等以外の者に対し委員会への 出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 委員は、自己の申請に係る審議に加わることができない。
- 5 委員会は、申請者に出席を求め、研究実施計画の内容等について説明させるとともに、意見を述べさせることができる。
- 6 所長は、委員会の審議及び意見の決定に参加してはならない。ただし、委員 会の同意を得たうえで、その会議に同席することができる。
- 7 審査の判定は、全会一致をもって決定することを原則とする。ただし、委員 長が必要と認める場合は、出席委員の5分の4以上の合意によることができ る。
- 8 所長は、急を要する場合その他特別の事情がある場合は、委員会の開催に代え書面により評決を求めることができる。
- 9 前項の規定により書面評決する場合は、第4項から第7項までの規定を準用する。
- 10 委員及びその事務を行う者は、審査及び関連する業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様

とする。

11 委員長は、特に必要と認めたときは、委員会を公開することができる。

(審査の判定)

- 第16条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分により行う。
 - (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3)条件付き承認
 - (4)変更の勧告
 - (5) 不承認
- 2 前項の報告において、審査結果が、当該研究の承認以外のものであったときは、その審査結果の理由を明記しなければならない。

(迅速審査)

- 第17条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する審査については、委員長が 指名する委員による、書面による審査(以下「迅速審査」という。)を行うこ とができる。
 - (1) 共同研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関におい て倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を、分担研究として実施し ようとする場合の研究計画の審査
 - (2) 研究計画の軽微な変更に関する審査
 - (3) 侵襲を伴わない研究、または軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を 行わないものに関する審査
- 2 委員長は、迅速審査を行ったときは、その結果について、すべての委員に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項に ついて改めて委員会における審査を請求することができる。この場合 において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を速やか に開催し、当該事項について審査しなければならない。

(報告事項)

- 第18条 研究計画の軽微な変更のうち、委員会が事前に確認のみで良いと認めたものについては委員会への報告事項として取り扱うことができる。
- 2 前項の報告事項として取り扱うことができる事項は次の各号とする。
 - (1) 研究責任者・研究実施者・共同研究者の職名・氏名の変更
 - (2) 研究期間の変更

第4章 雜則

(事務)

- 第19条 本規程に係る事務は、生活企画部が行う。
- 2 生活企画部は、事務の記録及び委員会の議事録を、当該研究の終了について 報告された日から5年を経過した日までの期間保存するものとする。

(英文名称)

第20条 委員会の英文名称は、Yamagata Prefectural Institute of Public Health, Ethics Committee とする。

(その他)

- 第21条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施にあたって必要な事項は、 所長が別に定めるものとする。
- 2 本規程に定めるもののほか、委員会の運営にあたって必要な事項は、委員長 が別に定めるものとする。
- 3 本規程に定めのないものは、指針の定めるところによるものとする。

附則

本規程は、平成23年9月5日から施行する。

附則

本規程は、平成24年5月8日から施行する。(一次改正) 附 則

本規程は、平成26年5月8日から施行する。(二次改正)

本規程は、平成28年4月1日から施行する。(三次改正) 附 則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。(四次改正) 附 則

本規程は、令和3年6月30日から施行する。(五次改正) 附 則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。(六次改正) 附 則

本規程は、令和5年5月26日から施行する。(七次改正)

附 則 本規程は、令和6年4月1日から施行する。(八次改正)

□新規	□変更(許可番号:)

研究許可申請書(研究計画書含)

山形県衛生研究所倫理審査委員会委員長 殿

研究責任者 所属·職·氏名:

山形県衛生研究所倫理審査規程 第5条第1項 に基づき、下記のとおり 新規 申請します。

提出年月日		年	月	日	受付年月日	年	月月	受付番号	
1 研究の名称	尔								
2 研究の実施	五体制	IJ							
2-1 研究代表者 (単機関研究にあ	って		氏	名		分担		所属•職	連絡先 Tel 電子メールアド・レスなど
は研究責任者)									
2-2									
研究実施者									
	_	共同研	究機	関名	研究責	任者		審査状況	
2-3	= 1.								中 □今後申請予定
共同研究機関よびその研究	_								査委員会で審査 中 □今後申請予定
よいての研究 任者	」貝						-		P □写復甲調了た 査委員会で審査
1工、日	-								上安貝云(毎旦 中 □今後申請予定
									査委員会で審査
		(具体的	に記入	()					
3	~ \mathcal{N}								
研究の目的及 意義	20								
心找									
4 研究の方法	と及て	が期間							
		(研究計	・画と方	法に~	ついて、その概要を	と記入する。必要	厚に応じて参	参考資料を添付す	-ること)
4-1									
研究の概要									
1917017 1915									
4-2 研究期	間	承認	ļН	トり	年 日	日まで			

4-3 実施場所	□ 衛生研究所 □ その他()
4-4	□ 介入あり □ 介入なし
研究の種類	□ 侵襲性あり(□ 軽微な侵襲) □ 侵襲性なし
5 研究対象者の選 定方法	(具体的に記入)
6 研究の科学的合 理性の根拠	(研究の合理性を具体的に説くこと)
7 保有及び使用	する個人情報とその分類並びに安全管理措置
	□ 法律に基づく調査等により収集された情報 □ 感染症法(積極的疫学調査) □ 予防接種法(感染症流行予測調査) □ 食品衛生法 □ その他()
7-1 保有する個人情報	□ 氏名 □ 年齢 □ 性別 居住地(□ 都道府県□ 市町村□ それより細かく) 要配慮個人情報(□ 医療機関ID□ 発病日□ 診断名□ 検体採取日□ 臨床症状□ 基礎疾患□ 転帰□ 治療歴□ ワクチン接種歴□ 感染源・感染経路に関する情報□ 海外渡航歴□ その他()) その他()
7-2 研究に使用する 個人情報	□ 氏名 □ 年齢 □ 性別 居住地(□ 都道府県 □ 市町村 □ それより細かく) 要配慮個人情報(□ 医療機関ID □ 発病日 □ 診断名 □ 検体採取日 □ 臨床症状 □ 基礎疾患 □ 転帰 □ 治療歴 □ ワクチン接種歴 □ 感染源・感染経路に関する情報 □ 海外渡航歴 □ その他())
7-3 研究に使用する 情報の分類	□ 未加工の個人情報 未加工の個人情報を用いることとした理由: □ 仮名加工情報(他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報。対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工された情報) 対照表作成の具体的方法: □ 保健所等からの法律に基づく検査依頼票に通し番号を付したものを対照表とする □ その他() 対照表作成の時期 □ 検査依頼票を受け付けた際に随時作成する □ その他()) □ 匿名加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。本人か一切わからない程度まで加工された情報) 匿名加工情報作成の具体的方法:

7-4 安全管理 措置	 □ 未加工の個人情報 □ 外部と切り離されたコンピューターを使用して外部記憶媒体(CD-ROM、暗号化 USB 等)に保存し、鍵をかけて厳重に保管する □ 紙媒体に記録し、鍵をかけて厳重に保管する □ その他: □ 仮名加工情報 □ 仮名加工情報のリストは、ウイルス対策ソフトが入ったパソコン上で管理する □ 紙媒体の対照表は、鍵をかけて厳重に保管する □ その他: □ 匿名加工情報 □ 匿名加工情報のリストは、ウイルス対策ソフトが入ったパソコン上で管理する □ その他
	3生命科学・医学系研究に関する倫理指針」第8条及び第9条の規定によるインフォームド・コンセ
ントを受ける手続き	
8-1 人由来試料(以下「試料」)の使 用の有無	□ 新たに試料を取得する(10-1-1に記入)□ 既存の試料を使用する(使用する検体種別を記載)□ 試料を使用しない
8-2 試料を提供する 予定	□ 有(10−1−2に記入) □ 無
8-3 情報の分類	□ 新たに情報を取得する(10-2-1に記入)□ 既存の情報を使用する
8-4 情報を提供する 予定	□ 有(10-2-2に記入) □ 無
8-5 研究対象 者から同意を得 る方法 (資料添付)	□ 文書によるインフォームド・コンセント □ 電磁的方法によるインフォームド・コンセント □ 口頭によるインフォームド・コンセント及び同意内容に関する記録の作成 □ オプトアウト(研究対象者等に研究内容等を通知し、又は公開し、拒否できる機会を保障) □ 試料を用いる研究で、既存試料を用いなければ研究の実施が困難な研究 □ 試料を用いない研究で、新たに作成される仮名加工情報を用いた研究 □ オプトアウトとなる個人情報保護法の例外要件に該当 □ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 □ その他(コーナンフォームド・コンセント手続きを実施しない(理由)
8-6 研究対象 者が未成年の場 合、成年者でも 十分な判断力の ない場合	□ 該当なし□ 該当あり: □ 未成年者 □ 成年者でも十分な判断力のない場合□ その他()該当がある場合の具体的な対処方法
8-7 研究対象 者から同意の撤 回要請があった 場合の対応	(具体的な対処方法を記載)

9 研究対象者 に生じる負担と 予測される危険 の評価、及びそ れらを最小化す る方法	(被験者に生じうる危険と不快に対する配慮を具体的に箇条書きで記し、対処の内	容も記すこと)
10-1 試料の入	手、提供、保管及び廃棄・処分の方法(試料を使用する場合のみ記入)	
10-1-1 試料の入手の方法	□ 試料を入手する □ 外部の提供機関から入手する 提供元機関名: 提供元研究責任者名: 採取する試料: 採取の方法: 提供の記録の作成方法(例:研究計画書記録、契約書(MTA、DTA)等 記録の保管方法(例:ファイリング、パスワード付き外部記憶媒体等 記録の保管場所(例:鍵付きロッカー、外部からアクセスできない PC 等 記録義務代行の有無:(有・無) ※有の場合、提供元で保管する記録をすぐに確認できること 提供元インフォームド・コンセントの方法: 提供元への確認方法(例:ロ頭で申告、書類の送付、ホームページ等 [試料の情報が書かれた書類や契約書 □あり □なし] □ 衛生研究所において新規に採取する 採取する試料: 採取の方法: 採取担当者 氏名:	
10-1-2 試料の提供の方 法	提供先機関名: 提供免研究責任者名: 提供の方法: 提供の記録の作成方法(例:研究計画書記録、契約書(MTA、DTA)等 記録の保管方法(例:ファイリング、パスワード付き外部記憶媒体等 記録の保管場所(例:鍵付きロッカー、外部からアクセスできない PC 等 記録義務代行の有無:(有・無) ※有の場合、提供先で保管する記録をすぐに確認できること 提供元インフォームド・コンセントの方法:	(□ 海外への提供)))))
10-1-3 試料の保管の 方法	研究期間中の保管場所: 保管方法: 研究終了後:□ただちに廃棄する □ 年 月まで保管する 保管が必要な理由: 研究終了後の保管場所: 保管方法: □ その他()
10-1-4 試料の廃棄・処 分の方法	(具体的に記入)	

10-2 研究に用	いられる情報及び当該情報に係る資料(以下「情報等」)の入手・収集、提供	、保管及び廃棄の方法
10-2-1 情報等の入手・ 収集の方法	□ 外部機関から情報等を入手する 提供元機関名: 提供の方法: 提供の方法: 提供の記録の作成方法(例:研究計画書記録、契約書(MTA、DTA)等 記録の保管方法(例:ファイリング、パスワード付き外部記憶媒体等 記録の保管場所(例:鍵付きロッカー、外部からアクセスできない PC 等 記録義務代行の有無:(有・無) ※有の場合、提供元で保管する記録をすぐに確認できること 提供元インフォームド・コンセントの方法: 提供元への確認方法(例:ロ頭で申告、書類の送付、ホームページ等 [情報等についての書類や契約書 □あり □なし] □ その他(□ 衛生研究所において新規に収集する 情報等収集担当者: 情報等の収集方法:	
10-2-2 情報等の提供の 方法	提供先機関名: 提供先研究責任者名: 提供の方法: 提供の方法: 提供の記録の作成方法(例:研究計画書記録、契約書(MTA、DTA)等 記録の保管方法(例:ファイリング、パスワード付き外部記憶媒体等 記録の保管場所(例:鍵付きロッカー、外部からアクセスできない PC 等 記録義務代行の有無:(有・無) ※有の場合、提供先で保管する記録をすぐに確認できること 提供元インフォームド・コンセントの方法:	海外への提供)))))
10-2-3 音声・画像等の 記録	□ なし□ あり(具体的に:)
10-2-4 情報等の保管の 方法	研究期間中の保管場所 : 保管方法 : 研究終了後 : □ 年 月まで保管する 研究終了後の保管場所 : 保管方法 : □ その他 ()	
10-2-5 情報 等の破棄の方法	(具体的に記入)	
11 所長への報告	□ 山形県衛生研究所倫理審査規定第10条に則り報告を行う。 □ その他()
12 研究資金源及び 研究者等の当該 研究に係る利益 相反に関する状 況	外部の研究資金源の名称 (金額によらず余すところなく記入): 山形県衛生研究所利益相反管理規程に基づく利益相反の有無: □ 利益相反なし □ 利益相反あり (利益相反自己申告書及び利益相反審査結果通知書の) (情報公開の具体的方法(論文投稿を予定している学術誌、発表を予定している学会な	
13		

ごて具

た研究計画を、分担研究として実施 研究計画の軽微な変更に関する審	の全体について主たる共同研究機関において倫理審査委員会の承認を受け をしようとする場合の研究計画の審査(資料添付) 査 侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査
共同研究である場合の共同研究機関と	その研究代表者
共同研究機関 :	研究代表者氏名 :
研究計画の軽微な変更がある場合、その	の変更点 :

倫理審査依頼書

年 月 日

山形県衛生研究所倫理審査委員会 委員長 氏 名 殿

研究責任者 氏 名

受付番号:	_	
研究課題名:		
		_
研究責任者:		

年 月 日付けで許可申請しました上記研究課題について、山形県衛生研究所倫理審査規程第5・9条第1項に基づき、倫理審査を依頼します。

倫理審査意見書

				第 年	月	号 日
研究責任者 氏 名	様					
		山形り	県衛生研究所倫理審 委員長 氏		会 名	
受付番号:						
研究課題名:						
研究責任者:						
			研究課題については り判定しましたので			研
		記				
判定	□ 非該当 □ 変更の勧告	□ 承認□ 不承認	□条件付き承認			
承認以外の判定 であった場合、 その理由						

決 定 通 知 書

				第年	月	号 日
研究責任者 氏 名	様					
			山形県	衛生研究原 氏	所長 名	(fi)
受付番号:						
研究課題名:						
研究責任者:						
		請のありました上記 8 条に基づき、下記				
		記				
研究実施の可否	□ 許可	(許可番号:) 口 中止	□変更	勧告	
	1					J

変更勧告の内容		
又は		
不許可の理由		

研究経過報告書

年 月 日

衛生研究所長 殿

研究責任者 部 名 職・氏名

山形県衛生研究所倫理審査規程第10条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

1	許可番号							
2	研究課題名							
3	研究実施期間	年	月	日	~	年	月	日
4	研究の進捗状況							

料立情報	人体から取得された試 並びに研究に用いられる 吸及び当該情報に係る資 の保管状況等									
6	特記事項									
 様式	6									
		研 穷		了報	告	書				
衛生码	研究所長 殿							年	月	ļ
					研多	空責任	者			
						名				
					職	・氏名	1			
山) 1	形県衛生研究所倫理審査規 	見程第 1 	1 0 条第	2項に基	よづき	下	記の	とおり報	告しま	す。
2	研究課題名									
3	研究実施期間		年	月		日	\sim	年	月	日
4	対象とした試料の種類 及び数									
		□計画	画どおり	実施		一部変	更し	て実施		中止
5	研究結果	概要								

6	得られた成果 (予定も含む)	(得られた業績を記載する。雑誌論文、図書、などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発表年、ページ、出版社などを記載。必要に応じて別紙に記入すること)
7	特記事項	

有害事象等発生報告書

年 月 日

衛生研究所長 殿

研究責任者 部 名 職・氏名

山形県衛生研究所倫理審査規程第11条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

1	許可番号							
2	研究課題名							
3	研究実施期間	年	月	日	~	年	月	日

4	発生した有害事象等の概要	
5	特記事項	